

平成19年市議会第2回定例会

平成19年市議会第2回定例会が、6月4日から26日までの23日間の日程で開催されました。今議会では、正副議長の選挙や条例および一般会計補正予算などの審議が行われました。

一般会計補正予算などを審議

市長提出議案の主な内容として、条例等では、藤田小学校校舎内に学童保育室を開設するための『本庄市放課後児童健全育成事業に関する条例の一部を改正する条例』など。



予算では、歳入歳出にそれぞれ2、044万7千円を追加し、232億4、044万7千円とする『平成19年度本庄市一般会計補正予算（第1号）』などです。

上程された議案のうち、『人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて』など5議案が、6月5日に原案のとおり可決・同意・承認されました。

その他の議決結果等については、来月号でお知らせします。

議長に林 富司氏

副議長に高橋清一郎氏

議会1日目の6月4日に議長・副議長選挙が行われ、議長に林富司氏、副議長に高橋

清一郎氏がそれぞれ選出されました。



議長 林 富司氏



副議長 高橋 清一郎氏

人権擁護委員に各氏を推薦

人事案件では、任期満了となる人権擁護委員について、田島勇八氏、丸山久夫氏を再推薦することにそれぞれ同意が得られました。



人権擁護委員 田島 勇八氏



人権擁護委員 丸山 久夫氏

PR効果抜群！
市の公用封筒に
広告を掲載しませんか

市では地域経済の活性化、市の財源の確保等を目的に有料広告事業を実施しています。このたび、市が使用する公用封筒への有料広告を次のとおり募集します。

広告媒体 長形3号および角形2号の公用封筒（おもに市役所の各課から市民、関係機関等への文書送付用）
募集期間 7月9日～27日
（必着）

広告の規格等

- 掲載位置 封筒裏面
- 募集枚数 封筒のサイズごとに各6枚
- 枠の大きさ（1枠あたり）
 - 長形3号：おおむね縦30mm x 横85mm
 - 角形2号：おおむね縦60mm x 横100mm
- 刷色 単色（黒）

広告料 30、000円（1枠あたり）
印刷枚数 各サイズ30、000枚
掲載期間 印刷し、市が使用を終わるまでの期間
・長形3号：9月からおおむね4か月程度
・角形2号：9月からおおむね1年程度

《申し込みについて》

申込方法 次の書類を直接または郵送で企画課へ
有料広告掲載申込書（企画課で配布するもの、または市のホームページからダウンロードしたもの）
広告の原稿（電子データでの提出も可能です。）
納税証明書（申込者が市外の場合）

郵送先

〒367 8501
本庄市本庄3 5 3

本庄市役所企画課

注意事項

- 内容によっては掲載できない場合があります。
 - 応募多数の場合は抽選となります。
 - 詳しくは、募集要項へ企画課および市のホームページで閲覧できます。（をご覧ください。）
- 企画課 1157

7月29日 は参議院議員通常選挙の投票日です

みんなで投票。みんなで参加。
あなたの一票大切に

本庄市選挙管理委員会 1187



任期満了による参議院議員通常選挙が7月12日 公示、7月29日 投票の日程で実施されます。この選挙は、国政上重要な役割を果たす参議院議員を選ぶ大事な選挙です。

有権者のみなさんは、投票する権利を無駄にしないで投票しましょう。

選挙日程

《投票》
7月29日 午前7時～
午後8時

《開票》

7月29日 午後9時

会場 シルクドーム

投票できる人

次の要件にあてはまり、選挙人名簿に登録されている人です。

住所要件 本年4月11日までに本庄市内に転入届を提出し、引き続き市内に住所を有する人

年齢要件 昭和62年7月30日までに生まれた人

投票所入場券

公示日以後に世帯単位で郵送します。(投票所の案内地図が同封されています。)

入場券を紛失された場合、投票所の受付にその旨を申し出れば投票できます。

期日前投票

期間 7月13日～28日

時間 午前8時30分～午後8時

場所 市役所市民ホール、総合支所第2庁舎大会議室

入場券をお持ちいただくと手続きがスムーズに進みます。

選挙公報

選挙公報は、各候補者の氏名・経歴・政見などを有権者

のみなさんにお知らせするために発行するものです。

7月18日 の新聞朝刊(朝日・産経・東京・日経・毎日・読売・埼玉)に折り込む予定です。

購読していない世帯は選挙管理委員会までご連絡ください。

また、市役所および市の施設等にも用意していますのでご利用下さい。

開票速報 開票速報は午後10時から開票が確定するまで30分ごとに行います。

なお、左記の方法による開票速報も行いますので、ご利用ください。

また、開票結果は、開票日翌日に市役所・総合支所および開票所(シルクドーム)に掲示されます。

	電話サービスによる 開票速報
0180-994-780 (応答専用装置でお知らせします)	
	ホームページによる 開票速報
http://www.city.honjo.lg.jp/	

ご存じ
ですか?

介護保険利用者 負担金助成制度

市では、介護認定を受けている人が介護保険の居宅サービス等を利用した場合に、利用者負担金の一部を助成する制度を実施しています。

対象と助成内容について

助成の対象となる人、またその助成内容は次の表のとおりです。

対象となる人の要件	助成内容
平成18年度の市民税が世帯全員非課税で老齢福祉年金を受給している人	利用者負担金の2分の1を助成
平成18年度の市民税が世帯全員非課税の人	利用者負担金の4分の1を助成

生活保護受給者は、対象にはなりません。

受給資格の認定について

助成の対象となるためには、事前に受給資格の認定を受けることが必要です。

認定を受けた場合、その申請月の利用者負担金から助成を受けることができます。有効期間は、翌年6月までです。現在受給されている人も受給資格の有効期間が本年6月で満了していますので、あらためて申請をお願いします。

申請について

印鑑および対象者名義の金融機関の口座番号等が分かるものを持参のうえ、介護いきが課または総合支所健康福祉課までお越しください。

*お問い合わせは、

- 介護いきが課 1771
- 9、総合支所健康福祉課
- ⑦ 1331 (内線312)